

## 県産品申請等要項

### 第1 趣旨

事業者が特定施設での県産品の取扱いを希望する場合の手続き及び選定結果の通知等についてこの要項を定める。

### 第2 申請方法

申請は以下の書類をメール、郵送または持参することにより行う。

- ・(様式1) 県産品申請書(会社概要) \*既に取引中の場合は不要です。
- ・(様式2) 県産品申請書(商品概要)
- ・見本品が必要な場合は事務局より連絡します。
- ・なお、お取引の注意点については、別紙の「お取引にあたって」を参考にしてください。

### 第3 申請の受付先

〒960-8053 福島市三河南町1-20 (コラッセふくしま1階)  
福島県観光物産館 県産品選定事務局  
メール bussan01@tif.ne.jp 電話 024-525-4031

### 第4 選定結果

申請のあった商品は、県産品選定要領に基づき審査され、選定結果は申請者に通知します。

### 第5 取引掛率

取引掛率の目安は、次のとおりです。

仕入方法	菓子	農水産加工品	米	酒	民芸
消化仕入	75%	70%	80%	80%	65%
買取仕入	70%	65%	75%	75%	60%

※生鮮食品及びその他特殊な商品は別途協議させていただきます。

#### 附 則

この要項は、平成25年8月27日から施行する。

#### 附 則

この要項は、令和3年3月12日から施行する。

#### 附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する

(別紙)

## お取引にあたって

県産品の選定は、県産品選定委員会において、特定施設県産品選定要領に基づき審査されます。申請のあった商品が県産品として相応しいか、表示項目等に不備がないか確認し通知するものであり、取引を確約するものではありません。

実際のお取引については、選定された後で、各店の商品担当者とは商談を進めてください。

### 取引条件

- ・ 納品時の送料は、原則として納入事業者のご負担でお願いします。
- ・ 納品の際は、弊会からFAXした発注書のコピーを茶封筒などに入れ、天面のわかりやすい位置に貼り付けてお送りください。(仕入に必要なため)
- ・ JANコードのない商品は、代わりに店内専用のインストアコードシールを貼付し販売します。シール発行費(1枚1円(税込み))は納入事業者のご負担となります。
- ・ 買取仕入の場合は、月末締切で請求書を発行し、毎月8日までにお送りください。
- ・ 消化仕入の場合は請求書の発行は不要です。
- ・ 仕入代金の支払期日は、毎月末日締切、翌月20日(当該日が金融機関休業日の場合は、その前日)払いとなります。
- ・ 振込手数料は、原則として納入事業者のご負担とさせていただきます。
- ・ 振込元の金融機関は、東邦銀行 西福島支店となります。